

ニュースレター第7号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第7号」を送付させていただきます。

平素よりお世話になっております。

盛夏の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。数十年に一度と言われる大型の台風が上陸したりと、不安定な天候で何かと騒がしい日々ですので、くれぐれもご自愛下さい。

変わらぬご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



ピックアップLAW NEWS

『ベネッセ情報流出 企業の損害とその対応とは！？』

1 ベネッセコーポレーション情報流出事件

平成26年7月9日、ベネッセコーポレーションが、保有する個人情報少なくとも760万件流出したと発表し、流出件数は最大で2070万件にも上るとみられています。

2 もし個人情報の流出が起こったら

ベネッセの情報流出は、委託先従業員による情報の持ち出しとみられ、個人情報を扱うすべての企業が抱えるリスク。もし、情報流出が起こってしまったら、企業にはどのくらいの損害が生じるのでしょうか。

過去の流出事件では、情報を流出された顧客への損害賠償、すなわち慰謝料の支払いは情報の性質によって異なり、1件4500円から数万円です。ヤフーBB情報流出事件では、大阪高裁は1件4500円の慰謝料を認め、エステティックTBC情報流出事件では、東京高裁は1件3万円の慰謝料を認めました。TBCの事件では、氏名等の基本情報のほか、「関心のあるエステ」という情報が流出したことが、高額な慰謝料につながっています。

ただし、慰謝料は全ての顧客に支払われるものではなく、お詫び状とお詫び品での対応で済む顧客が大多数です。上記ヤフーBBの例では慰謝料請求者以外の顧客には500円の金券を配布して対応しています。それでも、仮にベネッセが500円の金券を配布すると、流出件数が760万件だとしても総額38億円+送料がかかります。マスコミ会見費用、クレーム対応費用も決して小さいものではないでしょう。

従業員による故意の流出は、企業の努力のみでは防ぎ難いものですが、各保険会社から、情報漏えいに対する保険が販売されています。

保険金限度額は、賠償部分（慰謝料）については5000万円から4億円、お詫び品の送付等（費用損害）については1000万から3000万円と、幅があり、損害項目によって区別されていることが多いようです。

例えば、1万件の情報流出があっても、賠償部分1億円の限度額があれば、1件当たり1万円の慰謝料が支払えます。また費用損害1000万円の限度額があれば、1件当たり1000円の費用が使えるので、500円のお詫び品とその送料をまかなうことが可能です。

ベネッセのような超大量流出には対応できませんが、多くの個人情報をあつかう企業様は、保険による対応を検討されるとよいでしょう。

(文責：北崎弁護士)



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分

西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分

地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分

都市高速天神北ICより車で5分



たまには職場と全く違う環境で、仕事仲間と1日過ごすのも良いものですね♪
より風通しの良い職場環境を目指します♪

こんにちは。事務員のKです。
蒸暑くなってきた最中、いかがお過ごしでしょうか。
今月は、たくみ法律事務所毎年恒例の合宿が行われる月です！

今回は、日本三大美肌の湯「嬉野温泉」の旅館で行われる予定です。

温泉はもちろんのこと、夢街道という観光地や嬉野茶もあり、とても癒しをもらえる街です♪

嬉野温泉♪となると、ただの小旅行では？と思われるかもしれませんが、決してそのようなことではありません。

コンサル会社の担当者同席のもと、弁護士・スタッフ全員で上半期を振り返り、下半期での夢や目標を発表・プレゼンし合うのです。

依頼者の満足のために、自分達はこれからもっと出来ることはないか。自分はどのような存在になりたいか・・・。

全員で、これからのたくみ法律事務所について熱く真剣に語ります。



合宿のための事前準備ということで、今月は皆それぞれ当日の発表のため、資料作成に励みました。。。

主な内容としては、

- ①今までを振り返っての反省
- ②今年目標
- ③3ヶ年計画
- ④事務所全体に対しての要望
- ⑤スタッフ全員に伝えたいこと・・・等。

今後の飛躍のためになる充実した1日を過ごして参りますので、宜しくお願いいたします！

次回では、実際の合宿での出来事や様子、合宿の事務所についてお伝えしたいと思います♪

たくみセミナー 開催予定表

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第4回	「職場でのハラスメント防止対策は万全ですか？」(予定)	8月20日(水) 19時～
第5回	「保険業法改正に伴う保険募集人の体制整備ーどこまですれば大丈夫？ー」(予定)	10月23日(木) 19時～

8月21日予定でしたが、1日前倒しで20日に変更いたしました。

お申込は、3枚目の申込用紙をご記入の上、FAXでご返信下さい。

また、事務所HPの「講演・セミナー」のページからも確認できますので是非ご覧下さい。

「新アイテム登場

送風機」

当事務所に、また新しいアイテムが登場しました。相談室に送風機が新しく設置されました♪

離れたところからでも操作できるリモコン付きで大変優れものです。

ご相談は1時間前後を予定してご予約を入れております。

長時間になりますので、極力ストレスを感じないかたちで相談して頂きたいと存じます♪



8月20日開催 第4回 たくみセミナー（先着8名様） 「職場でのハラスメント防止対策は万全ですか？」

第4回セミナー講師
壹岐 晋大



たくみ法律事務所と
企業法務や保険に関する知識を深めませんか
第4回セミナーテーマ

「職場でのハラスメント防止対策は万全ですか？」

昨今、セクハラ、パワハラ認知度や権利意識の上昇に伴い、ハラスメント問題が急増しています。

この問題は、会社や当事者の責任問題や、従業員間のモチベーションの低下などによる就業環境の悪化など経営者にとっては重要な問題です。

本セミナーは、「セクハラ」「パワハラ」とは？といった基礎的な点から、実際にセクハラになった場合の会社の責任は？慰謝料の相場とは？法令で求められるハラスメント防止策とは？といった様々な法的リスクや、その回避のために経営者としてとるべき対策などを具体的な事例を交えて紹介します。

また、今月（7月1日）より施行される改正男女雇用機会均等法規則についても触れながら1回のセミナーでハラスメント防止策についての概要を把握できる内容を予定しています。

開催日時：平成26年8月20日（水）19時から2時間程度

開催場所：弁護士法人たくみ法律事務所内会議室

参加費：2000円（資料代込、但し顧問先は無料）

※会議室スペースの都合で先着8名様までとさせていただきますので、
8月8日（金）までに、お早めにご連絡いただければ幸いです。

参加希望の方は、以下の欄をご記入頂きこのページをFAXして頂くか、当事務所までお電話ください。
（FAX：092-724-2616 TEL：092-724-4848）

貴社名

ご芳名

ご住所

ご連絡先

TEL

FAX

Eメールアドレス

@

その他

（セミナーで取り上げてほしいテーマ等がございましたらご記入頂けると幸いです）